

職員の給与等に関する報告・勧告の概要

平成21年10月9日
熊本県人事委員会

本年の報告・勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引下げ

～ 平均年間給与は△15.2万円（△2.4%）

平成15年の平均△17.0万円（△2.7%）、平成14年の平均△15.4万円（△2.5%）に次ぐ大幅な引下げ

- ① 職員給与が民間給与を上回るマイナス較差（△0.28%）を解消するため、月例給の引下げ改定〔給料月額、自宅に係る住居手当の引下げ〕
- ② 期末手当・勤勉手当（ボーナス）の引下げ（△0.35月分）
- ③ 勤務時間を1日7時間45分、1週38時間45分に改定

I 職員の給与

1 民間給与との比較

(1) 月例給

民間給与（A）	職員給与（B）	較差（A－B）
382,262円	383,350円	△1,088円（△0.28%）

※ 企業規模50人以上、かつ事業所規模50人以上の県内民間事業所の従業員（523事業所のうち187事業所を抽出して実地調査）と、職員の本年4月分給与を調査

民間事業所の事務・技術関係職種の従業員と職員（行政職）の給与について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を比較

※ 職員給与（B）は、給料カット前の額

（給料カット後の職員給与は371,568円で、民間の給与を10,694円（2.88%）下回っている。）

(2) 特別給（ボーナス）

民間のボーナス（賞与等） 4.14月

職員の期末手当・勤勉手当 4.50月

※ 昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数を比較

2 給与改定の内容

<月例給>

民間給与との較差（マイナス）の大きさ等を考慮し、月例給を引下げ

(1) 給料表

初任給を中心とした若年層及び医師を除き、すべての給料月額について引下げ

① 行政職給料表

基本的に同率の引下げ（平均△0.2%）とするが、初任給を中心として若年層（1級～3級の一部）は引下げを行わず、管理職層（7級以上）は一般職員を上回る引下げ（△0.3%）

② その他の給料表

行政職給料表との均衡を基本に引下げ（医師を対象とした医療職給料表(1)等を除く）

※ 給与構造改革の給料水準引下げに伴う経過措置額の算定基礎となる額についても、所要の調整

(2) 住居手当

自宅に係る住居手当（月額3,500円）を3,000円に引下げ。他の地方公共団体の状況などを注視しながら、廃止も含めた見直しについて今後検討する必要

(参考) 給与改定率

(1)及び(2)による給与改定率は、△0.27%（△1,038円）

内訳：給料△0.21%（△817円）、住居手当△0.06%（△216円）、その他（△5円）

<期末手当・勤勉手当（ボーナス）>

民間の支給割合に見合うよう引下げ 年間4.5月分→4.15月分（△0.35月分）

（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期
21年度	期末手当	1.25月（支給済み）	1.5月（現行1.6月）
	勤勉手当	0.7月（支給済み）	0.7月（現行0.75月）
22年度	期末手当	1.25月	1.5月
以降	勤勉手当	0.7月	0.7月

※ 本年5月の勧告に基づき、本年6月期における期末手当・勤勉手当の特例措置により凍結した支給月数分（0.2月分）は引下げ分の一部に充当

[実施時期等]

条例公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）

本年4月からの年間給与で民間との実質的な均衡を図るため、本年12月期の期末手当の額で所要の調整

II 職員の勤務時間

職員の勤務時間については、国や他の地方公共団体の状況などを踏まえ、国家公務員の勤務時間（1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間45分）に準じてできるだけ速やかに改定することが適当

改定に当たっては、行政サービスを維持するとともに、行政コストの増加を招かないことが基本。そのために公務能率の向上に一層努める必要

III 職員の人事・給与等に関する今後の課題

1 人事・給与制度

(1) 勤務実績の給与への反映

知事部局等において新たな人事評価制度が段階的に導入されているが、勤務実績を重視した昇給等について、一層検討を進める必要

(2) 女性職員の登用

役付職員に占める女性職員の割合は年々向上しているが、性別にかかわらず、その個性と

能力を十分に発揮することができるよう、より一層取組を進めていく必要

(3) 高齢期の雇用問題

人事院が、平成25年度から定年年齢を段階的に65歳まで延長することが適当であり、検討すべき諸課題への対応を進めるとしたことから、その動きを十分注視する必要

(4) 労働基本権の問題

国における公務員の労働基本権の在り方についての検討状況について、十分注視する必要

2 仕事と生活の調和に向けた勤務環境の整備

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点から、健康で豊かな生活のための時間の確保や、多様な働き方ができる環境整備が重要

(1) 総実勤務時間の短縮

特に管理・監督者は、職員の勤務実態の把握を行うとともに、業務の見直しや事務処理方法の簡素・合理化等を一層推進していく必要。また、職員が年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに努める必要

(2) 職員の健康管理

各任命権者においては、メンタルヘルス対策として、職員自らによるセルフケア、管理・監督者によるラインによるケアについて重点的に取り組む必要。また、管理・監督者が中心となって、病気休職者の円滑な職場復帰に努める必要

(3) 両立支援その他勤務環境の整備

男性職員の育児休業利用が少ないなど、制度の利用が十分でないため、各種制度の周知を徹底する必要。また、関係法律の改正等の動きを注視しながら、育児休業の措置の拡充等について検討を進める必要。セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントについて、各種研修の実施や事後の適切な対応等により、良好な勤務環境の整備に努める必要

3 信頼の確保

職員一人ひとりが全体の奉仕者としての自覚を持ち、公務員倫理、服務規律の確保に努める必要。また、各任命権者においては、綱紀の保持にこれまで以上に万全を期し、県民の信頼確保に努めていく必要

【参考】給与勧告に伴う職員の平均給与等

行政職（平均年齢43歳10月、平均経験年数22年0月）

	勧告前	勧告後	差
給与月額	371,568円	370,559円	△1,009円
年間給与	6,214,000円	6,062,000円	△152,000円

※ 給料カット後の額。年間給与は、給与月額及び期末手当・勤勉手当により算出

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

熊本県人事委員会委員長談話（平成 21 年 10 月 9 日）

本日、人事委員会は、県議会及び知事に対し、職員の給与等について報告及び勧告を行いました。

職員の給与改定に当たっては、社会情勢の動向等も踏まえながら、民間の給与水準と均衡させることを基本としており、本年は、職員の月例給、特別給（ボーナス）がいずれも民間を上回っていることから、月例給について引下げを行うとともに、特別給についても年間で 0.35 月分引き下げることとしました。また、勤務時間について、国等の状況を踏まえ、短縮することとしました。

職員の人事・給与等に関する今後の課題としては、人事・給与制度として、勤務実績の給与への反映、女性職員の登用、高齢期の雇用問題及び労働基本権の問題を、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点から、総実勤務時間の短縮、職員の健康管理、両立支援等について、報告に盛り込みました。

人事委員会の報告・勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の適正な勤務条件を確保するために設けられているものです。本制度が正しく適用されることが、人材の確保や労使関係の安定などを通じて行政運営の安定に寄与するものと考えています。

職員にあっては、財政問題をはじめとして、県行政を取り巻く環境が極めて厳しい状況にあります。全体の奉仕者であることを改めて自覚し、高い志を持って、これまで以上に県民の期待と信頼に応えるよう、一層職務に精励されることを期待します。

県民の皆様におかれましては、人事委員会が行う報告・勧告制度の意義と、それぞれの職場で、使命感を持って毎日の職務に精励している多くの職員がいることについて深い御理解を賜りたいと存じます。

～人事委員会勧告(関連資料)～

- 1 人事委員会勧告の対象職員
- 2 人事委員会勧告の手順
- 3 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)
- 4 県職員(行政職)のモデル給与例(試算)
- 5 最近の給与勧告の実施状況

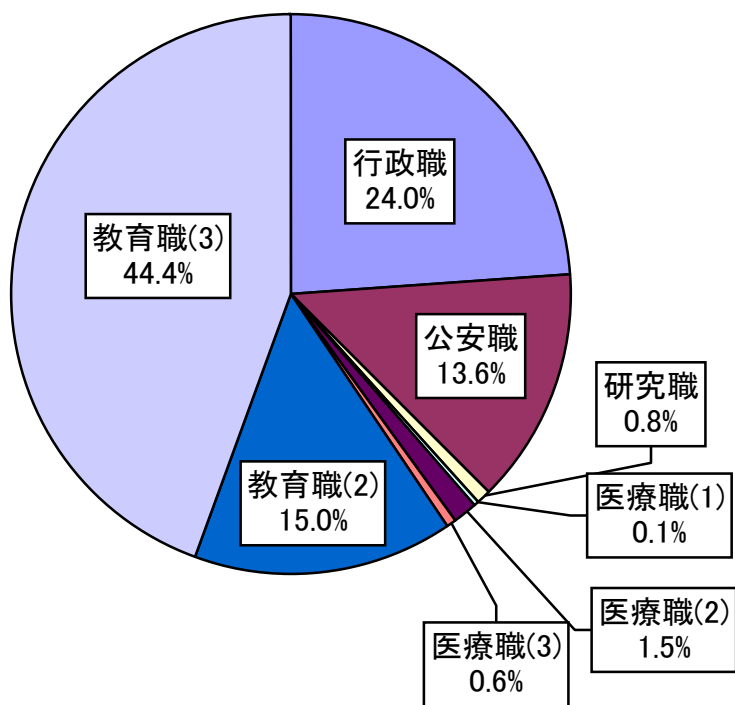
平成21年10月

熊本県人事委員会

1 人事委員会勧告の対象職員

人事委員会の勧告の対象となるのは、給与条例の各給料表適用者21,882人(再任用職員等を除く。)であり、昨年より312人の減となっています。(行政職については、5,247人で昨年より180人の減となっています。)
対象職員の平均年齢は43歳6月であり、昨年より3月増加しています。(行政職については、43歳10月で昨年より2月増加しています。)

<平成21年職員構成比>



項目	職員数(人)			平均年齢(歳月)		
	本年	昨年	増減	本年	昨年	増減
行政職	5,247	5,427	△ 180	43.10	43.8	0.2
公安職	2,985	2,993	△ 8	40.7	41.2	△ 0.7
研究職	171	177	△ 6	41.2	41.7	△ 0.5
医療職(1)	29	28	1	49.0	48.8	0.4
医療職(2)	326	350	△ 24	45.8	45.9	△ 0.1
医療職(3)	129	129	0	46.9	46.9	0.0
教育職(2)	3,277	3,327	△ 50	42.7	42.5	0.2
教育職(3)	9,718	9,763	△ 45	44.4	43.10	0.6
合計	21,882	22,194	△ 312	43.6	43.3	0.3

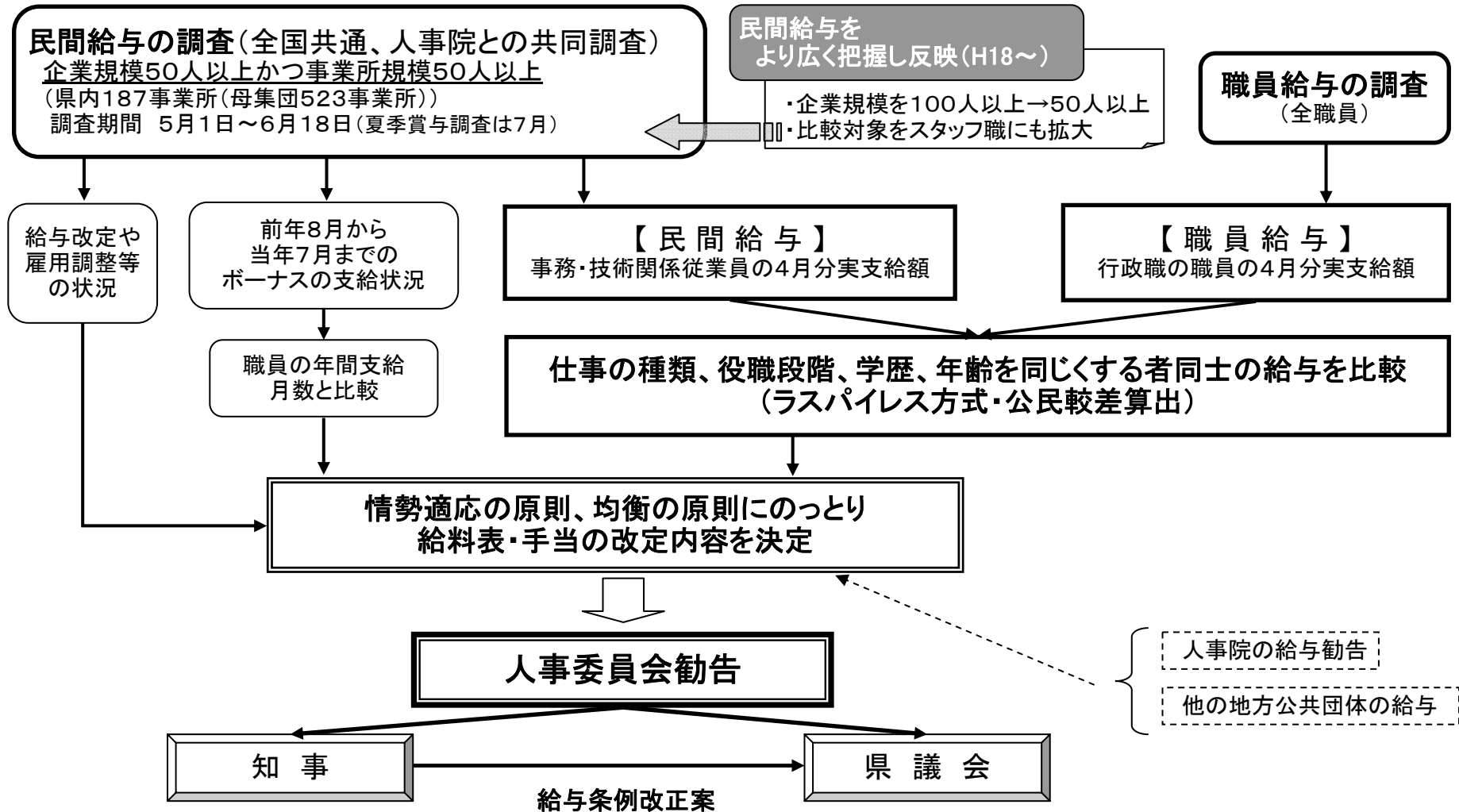
(平成21年4月1日現在)

※ 職員数、平均年齢等は平成21年職員給与実態調査による。

※ 上記以外に再任用職員が190名在職しています。なお、特定任期付職員及び任期付研究員は在職していません。

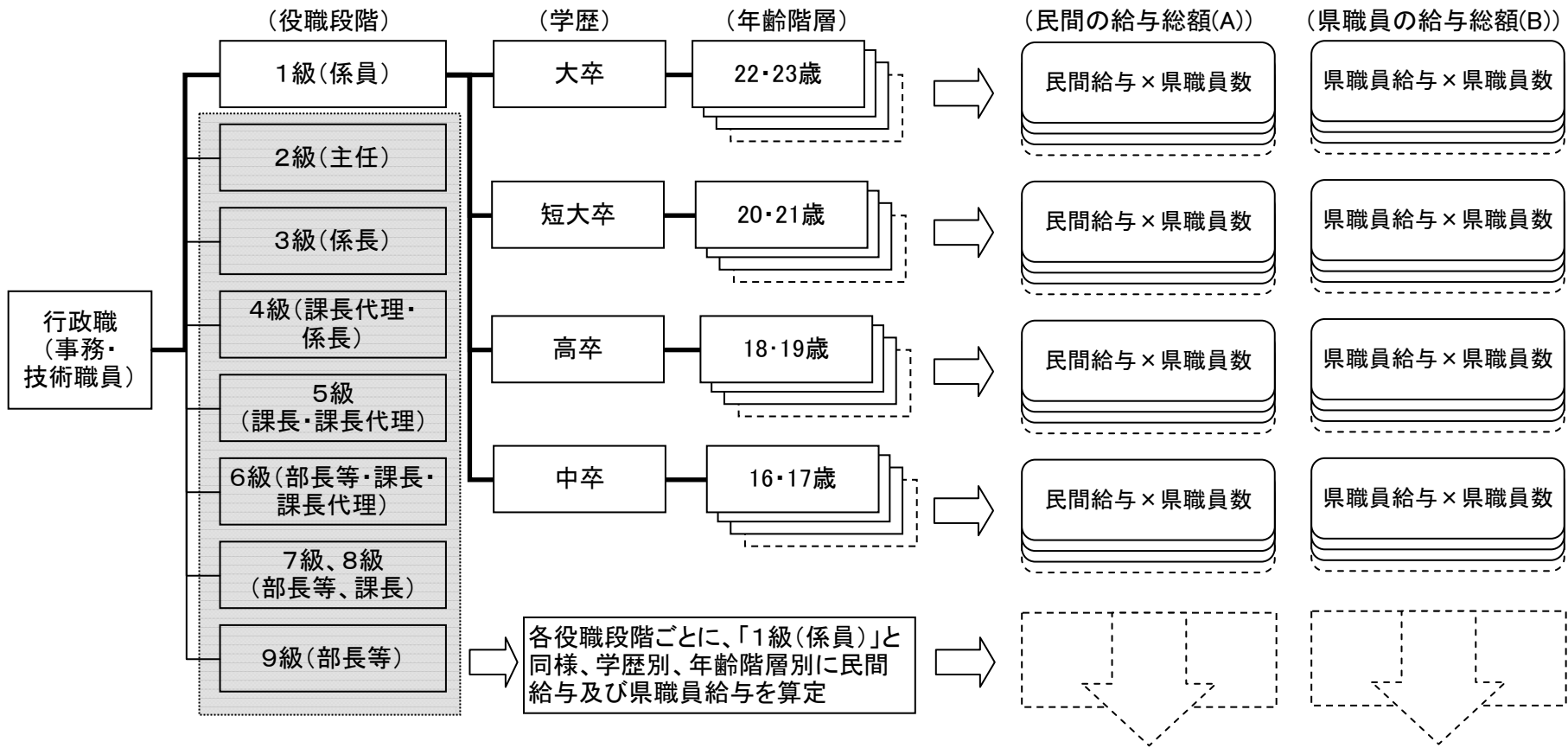
2 人事委員会勧告の手順

人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



3 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の公民給与の比較(ラスパイレス比較)においては、個々の県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。
 具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の県職員の平均給与(注1)と、これと条件を同じくする民間の平均給与(注2)のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



本年の公民較差 $\Delta 1,088$ 円 ($\Delta 0.28\%$) (民間給与(a) - 県職員給与(b))

(注1) 平成21年職員給与実態調査の結果を基に算出
 (注2) 平成21年職種別民間給与実態調査の結果を基に算出

民間給与総額
 \div 県職員総数
 = 382,262円(a)
 (民間給与)

県職員給与総額
 \div 県職員総数
 = 383,350円(b)
 (県職員給与)

4 県職員(行政職)のモデル給与例(試算)

(単位:円)

職務段階	年 齢	家族構成	勸告前		勸告後		年間給与額の差
			月 額	年間給与	月 額	年間給与	
係員	25歳	独身	185,464	3,086,000	185,464	3,019,000	△ 67,000
	30歳	配偶者	233,869	3,870,000	233,869	3,787,000	△ 83,000
	35歳	配偶者、子1人	285,183	4,775,000	284,698	4,661,000	△ 114,000
係長	40歳	配偶者、子2人	343,384	5,818,000	342,899	5,678,000	△ 140,000
課長補佐	45歳	配偶者、子2人	394,459	6,681,000	393,780	6,518,000	△ 163,000
課長	53歳	配偶者、子1人	489,360	8,113,000	488,600	7,925,000	△ 188,000
次長	55歳	配偶者	514,699	8,780,000	513,583	8,584,000	△ 196,000
部長	58歳	配偶者	618,065	10,745,000	616,856	10,497,000	△ 248,000

(注) 月額及び年間給与は、給料(給料カット後)、扶養手当及び管理職手当を基礎に算出
 勸告前の年間給与は、特別給について平成21年6月期の期末手当等の特例措置による一部凍結(0.2月分)前の額で算出
 月額及び年間給与は、職員の採用・任用状況、家族構成等によって異なります。

5 最近の給与勧告の実施状況

県職員の給与は、民間賃金が厳しい状況にあったことを反映して、平成19年を除き、月例給又は特別給の減額による年間給与の減少又は据置きが続いています。

	月例給	特別給(ボーナス)		行政職職員の平均年間給与	
	改定率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成11年 (1999年)	0.25%	4.95月	△0.30月	△10.2万円	△1.5%
平成12年 (2000年)	0.13%	4.75月	△0.20月	△7.1万円	△1.1%
平成13年 (2001年)	0.08%	4.70月	△0.05月	△1.7万円	△0.3%
平成14年 (2002年)	△2.02%	4.65月	△0.05月	△15.4万円	△2.5%
平成15年 (2003年)	△1.05%	4.40月	△0.25月	△17.0万円	△2.7%
平成16年 (2004年)	勧告なし(注1)	4.40月	—	—	—
平成17年 (2005年)	△0.36%	4.45月	0.05月	△0.4万円	△0.1%
平成18年 (2006年)	勧告なし(注2)	4.45月	—	—	—
平成19年 (2007年)	0.16%	4.50月	0.05月	2.8万円	0.5%
平成20年 (2008年)	勧告なし(注3)	4.50月	—	—	—
平成21年 (2009年)	△0.27%	4.15月	△0.35月	△15.2万円	△2.4%

(注1) 平成16年の民間給与との較差は△0.01%。

(注2) 平成18年の民間給与との較差は0.01%。人事院勧告に準じた水準改定以外の勧告(管理職手当の定額化等)あり。

(注3) 平成20年の民間給与との較差は0.03%。人事院勧告に準じた水準改定以外の勧告(医師の初任給調整手当)あり。